J:COM MOBILE（プラン i） 契約約款

（新規申込受付終了）

JCOM マーケティング株式会社
株式会社ケーブルネット下関
横浜ケーブルビジョン株式会社

2026 年 8 月 1 日

目次

第1章　総則 5
第1条（約款の適用）..... 5
第2条（約款の変更等）..... 5
第3条（用語の定義）..... 5
特定携帯電話事業者..... 6
第4条（通話以外の通信の取り扱い）..... 7
第2章　契約 8
第1節　契約条件..... 8
第5条（契約の単位）..... 8
第6条　削除 8
第7条（その他の提供条件）..... 8
第2節　契約成立..... 8
第8条（契約申込の方法）..... 8
第9条（契約申込の承諾）..... 8
第10条（契約締結後書面の交付等）..... 9
第11条（J:COM MOBILE契約者の契約者確認の取り扱い）..... 9
第12条（電話番号）..... 10
第3節　契約変更..... 10
第13条（契約者の氏名などの変更の届出）..... 10
第4節　契約解約・解除..... 10
第14条（初期契約解除等）..... 10
第15条（J:COM MOBILE契約者が行う契約の解約）..... 10
第16条（契約者本人による手続きが困難な場合の解約等）..... 10
第17条（当社が行う契約の解除）..... 11
第3章　サービス 12
第1節　J:COM MOBILEの種類..... 12
第18条（J:COM MOBILEの種類）..... 12
第2節　サービス明細..... 12
第19条（通信の種類）..... 12
第20条（電波伝播条件による通信場所の制約）..... 12
第21条（相互接続に伴う通信）..... 12
第22条（国際通話の取り扱い）..... 12
第23条（外国における取り扱い制限）..... 13
第24条（通信利用の制限）..... 13
第25条（通信の利用を制限する措置）..... 13
第26条（その他の利用の制限措置）..... 14
第27条（インターネットの適切な利用を促進するための制限）..... 14
第3節　サービスの変更・中止・停止..... 14
第28条（J:COM MOBILEの利用の一時中断）..... 14
第29条（利用中止）..... 14
第30条（利用停止）..... 15
第31条（サービスの終了）..... 15
第4節　付加機能..... 16
第32条（付加機能の提供）..... 16
第33条（付加機能の廃止）..... 16
第34条（J:COM MOBILEの利用の一時中断があった場合の取り扱い）..... 16
第35条（地位の承継があった場合の取り扱い）..... 16

第4章　料金 16
第1節　料金 16
第36条（料金および手続きに関する費用） 16
第2節　料金の支払い義務 16
第37条（基本使用料および付加機能利用料の支払い義務） 16
第38条（通話料の支払い義務） 17
第39条（手続きに関する料金の支払い義務） 17
第40条（電話ユニバーサルサービス料の支払い義務） 18
第40条の2（電話リレーサービス料の支払い義務） 18
第40条の3（ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払い義務） 18
第3節　料金の計算及び支払い 18
第41条（料金の計算および支払い） 18
第4節　割増金及び延滞利息 18
第42条（割増金） 18
第43条（延滞処理） 18
第5節　（その他）料金の取扱い 19
第44条（相互接続通信の料金の取り扱い） 19
第5章　施設 19
第1節　保安・保守 19
第45条（契約者の維持責任） 19
第46条（契約者の切分責任） 19
第47条（修理または復旧） 19
第48条（修理または復旧の場合の暫定措置） 20
第2節　SIMカード 20
第49条（SIMカードの貸与） 20
第50条（電話番号その他の情報の登録など） 20
第51条（SIMカードの情報消去および返却） 20
第52条（SIMカードの管理責任） 20
第53条（SIMカード暗証番号） 21
第6章　損害賠償 21
第54条（責任の制限） 21
第55条（免責） 21
第7章　雑則 22
第56条（債権譲渡） 22
第57条（利用権の譲渡） 22
第58条（契約者の地位の承継） 22
第59条（発信者番号通知） 23
第60条（緊急通報に係る情報通知等） 23
第61条（承諾の限界） 24
第62条（利用に係る契約者の義務） 24
第63条（利用者登録） 24
第64条（契約者に係る情報の利用） 25
第65条（電話番号案内） 26
第66条（電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等） 26
第67条（法令に規定する事項） 26
第68条（準拠法） 26
第69条（専属的合意管轄裁判所） 26
第70条（反社会的勢力の排除） 26
第1表　料金 30

第１　基本使用料 30
第２　付加機能利用料 31
第３　通話料 31
第４　手続きに関する料金 33
第５　電話ユニバーサルサービス料 33
第６　電話リレーサービス料 34
第７　ブロードバンドユニバーサルサービス料 34
別表１　付加機能 35
別表２　海外ローミング機能の海外利用地域 37
別記 37
第８章　附則 44

第1章　総則

第1条（約款の適用）

表題記載の各社のうち、契約者が申込を行った会社（以下「当社」といいます。）は、J:COM MOBILE契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりJ:COM MOBILEを提供します。

2　本条のほか、当社は、別記2に定めるところによりJ:COM MOBILEに付随するサービス（以下「付随サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の変更等）

当社は、この約款を変更する場合があります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

2　当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

3　約款変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容（放送法（昭和25年法律第132号）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の適用がある場合には、放送法第150条又は電気通信事業法第26条第1項における提供条件の概要を含みます。）につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、または当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知または周知することがあります。

第3条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	用語	用語の意味
1	電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2	電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3	電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4	通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、または受ける通信（音声役務）
5	データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信
6	電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
7	データ通信網	データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
8	Xiサービス	電話網またはデータ通信網を使用して特定携帯電話事業者が提供する電気通信サービス（車載用または携帯用のアンテナ設備および無線送受信装置との間に設定した電気通信回線の利用に伴うものに限ります。）であって、特定携帯電話事業者が提供するLTEサービス
9	（削除）	（削除）
10	LTE	3GPPで仕様が策定された通信で、3.9G通信と言われる携帯電話の通信規格であり、従来の方式よりも高速度通信が可能なもの
11	3G	国際電気通信連合が定めるIMT-2000規格に準拠した通信の

	で、従来の方式。近年のフィーチャーフォンや、初期のスマートフォンで採用されていた規格
12　J:COM MOBILE	特定携帯電話事業者の LTE 通信サービスもしくは 3G 通信サービスを当社が提供する電気通信サービス 特に記載が無い限りは、この約款で定める J:COM MOBILE（プラン i）を示す
13　J:COM MOBILE（プラン a）	KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社が提供する au（LTE）通信サービスおよび au（5G）通信サービスを使用して当社が提供する電気通信サービス別に定める J:COM MOBILE（プラン a）を示す
14　J:COM MOBILE 契約	当社から J:COM MOBILE の提供を受けるための契約
15　J:COM MOBILE 契約者	当社と J:COM MOBILE 契約を締結している者
16　協定事業者	特定携帯電話事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者または事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）
17　特別事業者	JCOM 株式会社
18　特定事業者	JCOM 株式会社のグループ会社となる電気通信事業者で、「J:COM」の統一ブランドを冠して事業を行う事業者 特定事業者とは、当社を含む JCOM マーケティング株式会社、株式会社ケーブルネット下関、横浜ケーブルビジョン株式会社
19　外国事業者	特定携帯電話事業者と国際ローミング協定（事業法第 40 条に定める外国政府等との協定等の認可を得て、特定携帯電話事業者が外国の事業者との間で相互の電気通信サービスの提供に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）を締結している外国の事業者
20　特定携帯電話事業者	株式会社 NTT ドコモおよび株式会社インターネットイニシアティブ
21　移動無線装置	J:COM MOBILE 契約に基づいて、陸上（河川、湖沼および我が国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用される無線送受信装置
22　他社移動無線装置	携帯電話事業者の携帯電話サービスに係る契約に基づいて陸上において使用されるアンテナ設備および無線送受信装置
23　無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、または受けるための特定携帯電話事業者の電気通信設備（電波法施行規則第 3 条第 8 号に定める業務を行うためのものに限ります。）
24　端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるものおよび移動端末設備（利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう）
25　デュアル	通話およびデータ通信を行うこと
26　データシングル	データ通信（SMS 通信を含む）を行うこと
27　SIM カード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社が J:COM MOBILE の提供のために契約者に貸与するもの
28　端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年 1 月

	26 日総務省令第 15 号）第 3 条で定める種類の端末設備の機器もしくは、携帯電話機器（SIM カードを除く）
29　自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
30　契約者回線	J:COM MOBILE 契約に基づいて携帯電話事業者の無線基地局設備 J:COM MOBILE 契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
31　特定携帯電話事業者相互接続点	J:COM MOBILE として使用する株式会社 NTT ドコモの設備と他社の電気通信設備との間の接続点
32　他社相互接続点	特定携帯電話事業者と特定携帯電話事業者以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
33　契約者回線など	(1)　契約者回線および契約者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社または協定事業者が必要に応じ設置する電気通信設備 (2)　相互接続点
34　電話番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号または契約者回線を識別するための英字若しくは数字の組み合わせ
35　料金月	1 の暦月の初日から末日までの間 当社は、毎月 1 日から末日までを 1 ヶ月間として料金の計算を行います また、特段の定めがある場合を除き、日割り計算を行いません
36　電話ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金および負担金算定等規則（平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
37　電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和２年法律第 53 号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和２年総務省令第 110 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
38　ブロードバンドユニバーサルサービス料	ブロードバンドの基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、電気通信事業法に基づくブロードバンド基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（令和 7 年総務省令第 16 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
39　消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 4 条（通話以外の通信の取り扱い）

J:COM MOBILE を利用して行う通話以外の通信（データ通信を除きます。）は、これを通話とみなして取り扱います。

第2章　契約

第1節　契約条件

第5条（契約の単位）

当社は、1世帯毎にJ:COM MOBILE契約を締結します。この場合、契約者は、世帯につき1人に限ります。また、1世帯内において、2人以上がJ:COM MOBILE契約（プランaおよびプランi）を契約することはできません。

第6条　削除

第7条（その他の提供条件）

J:COM MOBILE契約に関するその他の提供条件については、別記3に定めるところによります。

第2節　契約成立

第8条（契約申込の方法）

J:COM MOBILE契約の申し込みをするときは、当社所定の方法により申し込みを行うものとします。

2　前項の場合において、当社が加入申込書の記載内容を確認するための書類を提出して頂きます。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合および当社が特に認める場合は、この限りではありません。

3　J:COM MOBILE契約者から以下の各号に定める契約変更を行いたい旨の申出があったときは、そのJ:COM MOBILE契約の申し込みについて第1項の申し込みと同様に扱います。（必要に応じて、当社所定の加入申込書および当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを当社に提出していただくことがあります。）この場合の申込事項については、そのJ:COM MOBILE契約者から別段の申出がない限り、現に提供しているJ:COM MOBILEに準じて取り扱います。

(1)　当社が別に定める態様により、J:COM MOBILE契約を解約または解除すると同時に新たにJ:COM MOBILE契約を締結する場合

(2)　(1)を除く契約内容の変更の場合

4　前項第1号の申出があったときは、当社は、現に提供しているJ:COM MOBILE契約の解約または解除について、第15条（J:COM MOBILE契約者が行う契約の解除）の規定の通知があったものとみなして取り扱います。

5 J:COM MOBILE契約の申し込みをすることができるものは、次のすべてに該当するものとします。

(1)　契約の申し込み時点に満18歳に達しているもの

第9条（契約申込の承諾）

当社は、J:COM MOBILE契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2　J:COM MOBILE契約は、申込者による申込みまたは契約者による本サービスの種別等の変更の申込みを当社が承諾した日（以下、「契約成立日」といいます。）をもって成立するものとします。なお、当社はJ:COM MOBILE契約者に対し、第10条（契約締結後書面の交付等）に定める方法により契約成立日を速やかに通知します。

3　前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申し込みの承諾を延期することがあります。

4　当社は、前3項の規定にかかわらず、次の場合には、そのJ:COM MOBILE契約の申し込みを承諾しないことがあります。

(1)　J:COM MOBILE回線を開通し維持し、または保守することが技術上著しく困難なとき。

(2)　申込者の世帯において既に5以上のJ:COM MOBILE（プランaおよびプランi）契約

回線を保有しているとき。または、5以上のJ:COM MOBILE（プランaおよびプランi）契約回線を同時に申し込むときの、6回線目以降の契約。

(3) 申込者が、当該申込以前の一定期間内に、5 以上の J:COM MOBILE（プラン a およびプラン i）契約回線を保有していたとき。

(4) J:COM MOBILE 契約の申込みをした者（以下本条において「申込者」といいます。）が J:COM MOBILE サービスに係る料金および当社が提供する他のサービスに係る料金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(5) 申込者が第 30 条（利用停止）の規定により J:COM MOBILE サービスおよび当社が提供する他のサービスの利用停止をされている、または当社が行う J:COM MOBILE 契約の解除を受けたことがあるとき。

(6) 申込者がその申込みにあたり虚偽の内容を通知したとき。

(7) 申込者がこの約款の規定に違反するおそれがあるとき。

(8) 申込者が成年被後見人で、後見人の同意が得られない場合。

(9) 申込者が料金の支払いについて、当社が定める支払い方法に同意しない場合。

(10) 申込者がその申込みにあたり当社にて個人情報を登録することを拒否した場合。

(11) その他当社または特別事業者の業務の遂行上著しい支障があるとき。

5 申込者は、サービスの利用に当たっては、当社が別に定める電子メールの取得または登録が必要になります。

6 申込者が、携帯電話番号ポータビリティにより J:COM MOBILE 契約の申込みを行う場合、次の条件を適用します。

(1) J:COM MOBILE 利用の申込と同時に MNP 転入手続きを行う必要があります。

(2) 転入元事業者から取得した携帯電話番号ポータビリティ予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。

第 10 条（契約締結後書面の交付等）

当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面（以下、「契約締結後書面」といいます。）を契約者に交付します。

2 契約後締結後書面は次の方法により交付します。なお、申込者はいずれかの方法を契約申込み時に選択するものとします。

(1) 電磁的方法による交付

(2) 紙面による交付

第 11 条（J:COM MOBILE 契約者の契約者確認の取り扱い）

当社は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）（以下、「携帯電話不正利用防止法」といいます。）の規定に基づき、J:COM MOBILE 契約者に対して、契約者確認（同法第 9 条に定める契約者確認をいいます。以下同じとします。）を行います。この場合においては、J:COM MOBILE 契約者は、当社の定める期日までに、当社が別に定める方法により契約者確認に応じていただきます。

第12条（電話番号）
J:COM MOBILEの電話番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。なお、その電話番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。
2　当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、J:COM MOBILEの電話番号を変更することがあります。
3　当社は、J:COM MOBILEの電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことをJ:COM MOBILE契約者に通知します。

第3節　契約変更
第13条（契約者の氏名などの変更の届出）
J:COM MOBILE契約者は、氏名、住所もしくは居所または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
2　前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
3　変更に係る届出は、別記3の規定に準じて取り扱います。

第4節　契約解約・解除
第14条（初期契約解除等）
J:COM MOBILEサービスの申込者は、契約締結後書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、文書により契約の解除を行うことができます。（通話料等は除きます。）
2　前項の規定による契約の解除は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。
3　第1項の規定にかかわらずJ:COM MOBILEサービスの申込み後、SIMカードの送付が未完了の状態であるときは、申込者は当該申込みの撤回を行うことができます。この場合、当社は申込者に対し、いかなる費用の負担も求めません。
4　第37条（基本使用料および付加機能利用料の支払い義務）第6項に定める規定に関わらず、申込者がSIMカードの受領をしていない場合は、前各項においてサービスの提供を開始していないものとし扱います。

第15条（J:COM MOBILE契約者が行う契約の解約）
J:COM MOBILE契約者は、J:COM MOBILE契約を解約しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に当社所定の方法により通知していただきます。

第16条（契約者本人による手続きが困難な場合の解約等）
契約者本人が加入契約の解約または変更を希望されているにもかかわらず、契約者本人による手続きが困難な場合における解約または変更について、当社が別途定める契約者本人と一定の密接な関係にある者から、当社にその旨申し出るものとします。
2　前項に基づく解約の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由およびJ:COM MOBILEを継続することが困難な事由があると認められた場合は、当社は加入契約の解約を認めるものとします。なお、当社が本条に基づき加入契約の解約を認める場合は、前条の規定に準じて取り扱います。

3　本条第1項に基づく変更の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由および現契約を継続することが困難な事由があると認められた場合は、社会通念上相当と認められる範囲で、当社は加入契約の変更を認めるものとします。なお、当社が本条に基づき加入契約の変更を認める場合は、第8条（契約申込の方法）の規定に準じて取り扱います。

第17条（当社が行う契約の解除）

当社は、第30条（利用停止）の規定によりJ:COM MOBILEの利用を停止されたJ:COM MOBILE契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのJ:COM MOBILE契約を解除することがあります。

2　前項の規定にかかわらず、当社は、J:COM MOBILE契約者が第30条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、J:COM MOBILEの利用停止をしないでそのJ:COM MOBILE契約を解除することがあります。

3　当社は、J:COM MOBILEサービス契約者が携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備などを貸与したものと当社が認めたときは、そのJ:COM MOBILEサービスを解除するものとします。

4　前3項の規定にかかわらず、当社は、J:COM MOBILE契約者について、破産法または民事再生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのJ:COM MOBILE契約を解除します。

5　当社は、当社の従業員およびステークホルダーに対する契約者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、契約者の要求を実現するための手段および態様が社会通念上不相当であると判断した場合、当社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないときに、そのJ:COM MOBILE契約を解除することがあります。

6　当社は、本条第1項、第2項または第5項の規定により、そのJ:COM MOBILE契約を解除しようとするときは、あらかじめJ:COM MOBILE契約者にそのことを通知します。

7　携帯電話番号ポータビリティを利用し、当社サービスを開始する場合において、一定期間そのサービスの利用を開始しなかった場合には、その通知をすることなく、J:COM MOBILE契約を解除します。

第3章　サービス

第1節　J:COM MOBILEの種類

第18条（J:COM MOBILEの種類）

J:COM MOBILEには、料金表第1表（料金）に規定する種類があります。

第2節　サービス明細

第19条（通信の種類）

通信には、次の種類があります。

種類	内容
1　一般通信	2以外の通信
2　相互接続通信	相互接続点との間の通信

2　契約者回線からの通話は、次のとおり区別します。

種類	内容
1　国内通話	2以外の通信
2　国際通話	J:COM MOBILEを使用して本邦と外国（当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。以下同じとします。）およびインマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局および可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。以下同じとします。）との間で行う通話

3　国際通話は、J:COM MOBILE（デュアルタイプに限ります。）のJ:COM MOBILE契約者回線からの通話に限り行うことができます。

第20条（電波伝播条件による通信場所の制約）

通信は、その移動無線装置が別記1で定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上など電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

第21条（相互接続に伴う通信）

特定携帯電話事業者相互接続点との間の通信は、特定携帯電話事業者が定めた通信に限り行うことができます。

2　他社相互接続点との間の通信は、相互接続協定などに基づき特定携帯電話事業者が定めた通信に限り行うことができます。

3　相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信（この約款で提供するJ:COM MOBILE以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下同じとします。）を行うことはできません。

第22条（国際通話の取り扱い）

国際通話は、本邦発信の自動通話（通話の相手先までの接続が、交換取扱者を介さずに発信者のダイヤル操作により自動的に行われる通話をいいます。）に限り行うことができます。

2　当社は、J:COM MOBILE契約者から請求があったときは、国際通話利用規制（その契約者回線から国際通話を行うことができないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第 23 条（外国における取り扱い制限）

国際通話の取り扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第 24 条（通信利用の制限）

当社または特定携帯電話事業者は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。

(1) 次に掲げる機関に提供している J:COM MOBILE（当社または特定携帯電話事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
新聞社などの機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国または地方公共団体の機関

(2) 特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置

第 25 条（通信の利用を制限する措置）

前条の規定による場合のほか、当社または特定携帯電話事業者は、J:COM MOBILE 契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。

(1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間または特定地域の契約者回線などへの通信の利用を制限すること。

(2) 契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信が J:COM MOBILE の提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

(3) 当社の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、または他の契約者回線に対する当社の J:COM MOBILE の提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。

(4) J:COM MOBILE 契約者が別記 16 に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断または制限を行うこと。

(5)　契約者が電子メールを利用して送信した電子メールについて、その電子メールの転送を継続して行う事が J:COM MOBILE サービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めた場合に、その電子メールの転送を停止すること。

2　当社または特定携帯電話事業者は、前項の規定による場合のほか、当社または特定携帯電話事業者が別に定める形式のデータについて、圧縮その他 J:COM MOBILE の円滑な提供に必要な措置を行うことがあります。

3　当社は、J:COM MOBILE 契約者が、当社が行う J:COM MOBILE サービスの提供に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれを生じさせた場合には、当社所定の電気通信（帯域を継続的かつ大幅に占有する通信手順を用いるもの）を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御することにより、J:COM MOBILE サービスの速度を制限することがあります。

4　特定携帯電話事業者が特に定める条件に基づき、J:COM MOBILE サービスの速度を制限することがあります。

第 26 条（その他の利用の制限措置）

当社は、前 2 条の規定によるほか、当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断しまたは代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断して、当社の電気通信設備（特定携帯電話事業者の電気通信設備を含みます。）に所定の登録を行った端末設備が契約者回線に接続された場合、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

第 27 条（インターネットの適切な利用を促進するための制限）

当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像などを掲載する Web サイト（児童ポルノアドレスリストに基づきます。）について、J:COM MOBILE 契約者が当該 Web サイトを閲覧する場合に、事前に通知することなく、当該 Web サイトの閲覧を制限する場合があります。

2　当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。

3　本条第 1 項および第 2 項の規定により J:COM MOBILE 契約者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

(注)　本条に規定する閲覧できない状況に置くとは、児童ポルノ画像などを閲覧できなくするように、アクセスしようとする通信を強制的に遮断する措置を示しています。

(注)　本条に規定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体とは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会とします。また、児童ポルノアドレスリストとは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストとします。

第 3 節　サービスの変更・中止・停止

第 28 条（J:COM MOBILE の利用の一時中断）

当社は、J:COM MOBILE 契約者から当社所定の方法により請求があったときは、J:COM MOBILE の利用の一時中断（その電話番号を他に転用することなく J:COM MOBILE を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第 29 条（利用中止）

当社は、次の場合には、J:COM MOBILE の利用を中止することがあります。

(1)　当社または特別事業者、特定携帯電話事業者の電気通信設備の保守上、工事上または J:COM MOBILE サービスの品質確保のためやむを得ないとき

(2)　特定の J:COM MOBILE 契約者回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、またはふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
(3)　第 35 条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

2　前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、その料金月における J:COM MOBILE の利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的に J:COM MOBILE の利用を中止することがあります。この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。

3　当社は、本条の規定により J:COM MOBILE の利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

第 30 条（利用停止）

当社は、J:COM MOBILE 契約者が次のいずれかに該当するときは、6 カ月以内で当社が定める期間、その J:COM MOBILE の利用を停止することがあります。

(1)　料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
(2)　J:COM MOBILE に係る契約の申し込みに当たって事実に反する記載を行ったことが判明したとき。
(3)　別記 3 の規定に違反したとき、または別記 3 の規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。
(4)　第 11 条（J:COM MOBILE 契約者の契約者確認の取り扱い）の規定に違反したとき。
(5)　J:COM MOBILE 契約者がその J:COM MOBILE または当社と契約を締結している他の J:COM MOBILE の利用において第 62 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
(6)　契約者回線に端末設備または自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
(7)　別記 4 若しくは 5 の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだときまたはその検査の結果、技術基準等（別記 6 に規定する技術基準および技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
(8)　別記 7、8、9 または 10 の規定に違反したとき。
(9)　J:COM MOBILE が特殊詐欺またはその未遂に複数回利用されたことが客観的に裏付けられたことを理由に都道府県警察本部から利用停止要請があったとき。

2　当社は、本条の規定により J:COM MOBILE の利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間をその J:COM MOBILE 契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでありません。

(ア)　第 62 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項第 3 号の規定に違反する場合
(イ)　第 62 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項第 5 号の規定に違反する場合（専ら別記 17 の規定に基づく場合を除きます。）

第 31 条（サービスの終了）

当社は、次の場合には、J:COM MOBILE を終了することがあります。

(1)　J:COM MOBILE を提供するための当社電気通信設備の劣化などにより、安定した J:COM MOBILE サービスの提供ができない、またはできなくなるおそれがあると当社が判断したとき。
(2)　当社が提供する他のサービスに伴い、J:COM MOBILE の必要性が著しく低下したと当社が判断したとき。

(3)　経営上、技術上などの理由により J:COM MOBILE が適正かつ正常な提供ができなくなり J:COM MOBILE の運営が事実上不可能になったとき。
(4)　その他の理由で J:COM MOBILE が提供できなくなったとき。
2　当社は、前項の規定により J:COM MOBILE を終了するときは、あらかじめその理由、サービスを停止する時期などを J:COM MOBILE 契約者に通知します。

第 4 節　付加機能
第 32 条（付加機能の提供）
当社は、J:COM MOBILE 契約者から付加機能の利用の請求があったときは、別表 1 に規定する付加機能を提供します。
2　当社は、J:COM MOBILE 契約者から請求があったときは、前項に規定する付加機能の変更を行います。
3　別表 1 に基づき提供する付加機能のうち、別記 25 に定める機能については、第 1 項の規定にかかわらず、それぞれ J:COM MOBILE 契約者から請求があったものとみなして取り扱います。
4　第 1 項および第 2 項ならびに第 3 項の請求があったときは、当社は、第 9 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 33 条（付加機能の廃止）
当社は、その付加機能の提供を受けている J:COM MOBILE 契約者から、J:COM MOBILE 契約の解約または付加機能の廃止の申し出があったときは、付加機能を廃止します。

第 34 条（J:COM MOBILE の利用の一時中断があった場合の取り扱い）
当社は、J:COM MOBILE の利用の一時中断があったときは、その付加機能の利用の一時中断を行います。

第 35 条（地位の承継があった場合の取り扱い）
当社は、付加機能を提供している契約者回線について、J:COM MOBILE 契約者の地位の承継があった場合であって、別表 1 に別段の定めがあるときは、その付加機能を廃止します。

第 4 章　料金

第 1 節　料金
第 36 条（料金および手続きに関する費用）
J:COM MOBILE の料金は、料金表第 1 表（J:COM MOBILE に関する料金）に規定する基本使用料、付加機能利用料、通話料、手続きに関する料金、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料および携帯電話番号ポータビリティに係る電話番号の取り扱いに関する料金とします。

第 2 節　料金の支払い義務
第 37 条（基本使用料および付加機能利用料の支払い義務）
J:COM MOBILE 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日の翌日から起算して契約の解約または解除があった日までの期間（提供を開始した日と解約または解除があった日が同一の日である場合は、その日）について、料金表第 1 表第 1（基本使用料）および第 2（付加機能利用料）に規定する料金の支払いを要します。ただし、この約款または料金表に特段の定めのある場合は、この限りでありません。
2　前項の期間において、利用の一時中断などにより J:COM MOBILE を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。ただし、自然災害その他当社の責に帰する事のできない事由による場合には、この限りではありません。
(1)　利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2)　利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
(3)　前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、J:COM MOBILEを利用できなかった期間中の基本使用料および付加機能利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由によりそのJ:COM MOBILEを全く利用することができない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのJ:COM MOBILEについての基本使用料

3　前項の規定にかかわらず、J:COM MOBILE契約者は、別表1（付加機能）11欄に規定する海外ローミング機能については、その利用形態に応じて、料金表第1表第1（基本使用料）に規定する料金の支払いを要します。
4　当社は、支払いを要しないこととされた料金がすでに支払われているときは、その料金を返還します。
5　基本使用料および付加機能利用料の日割りについては、料金表通則に定めるところによります。
6　第1項で定める提供を開始した日とは、以下の通りとします。
(1)　携帯電話番号ポータビリティを利用し、当社サービスの提供を開始する場合は、その携帯電話番号ポータビリティを行った日
(2)　(1)以外の場合は、サービスの提供に当たって必要なSIM カードが、到着した日
ただし、(2)の場合であって、当社の責に帰さない事由により、申込者がSIM カードの受領予定日を過ぎても受領できなかった場合、受領予定日を含み 7 日目に提供を開始したものとみなします。

第38条（通話料の支払い義務）
J:COM MOBILE契約者は、その契約者回線からの通話（その契約者回線の契約者以外の者が行った通話を含みます。）について、別記12の規定により測定した通話時間または送信回数と料金表第1表第3（通話料）の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。
2　相互接続通信の料金の支払い義務については、前項の規定にかかわらず、第44条（相互接続通信の料金の取り扱い）に規定するところによります。
3　J:COM MOBILE契約者は、通話料について、当社（特定携帯電話事業者を含みます。）の電気通信設備の故障等により正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案して当社が別記14に規定する方法により算定した料金額の支払いを要します。
4　J:COM MOBILE契約者から特定事業者への転居手続きが行われる場合、転居月に限り、転居前の通話明細が特定事業者に提供される場合があります。この場合、転居月における転居の通話料金は、特定事業者から請求が行われるものとします。

第39条（手続きに関する料金の支払い義務）
J:COM MOBILE契約者は、J:COM MOBILE契約の申し込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第4（手続きに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。ただし、この手続きの着手前にその契約の解約または解除、その請求の取り消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われている時は、当社は、その料金を返還します。

第40条（電話ユニバーサルサービス料の支払い義務）
J:COM MOBILE契約者は、料金表第1表第5（電話ユニバーサルサービス料）に規定する料金（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。）の支払いを要します。
2　当社は、電話ユニバーサルサービス料の日割りを行います。その方法は、料金表通則に規定する（基本使用料の日割り）と同様に扱います。

第40条の2（電話リレーサービス料の支払い義務）
J:COM MOBILE契約者は、料金表第1表第6（電話リレーサービス料）に規定する料金（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和２年法律第 53 号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和２年総務省令第 110 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金をいいます。）の支払いを要します。
2　当社は、電話リレーサービス料の日割りを行います。その方法は、料金表通則に規定する（基本使用料の日割り）と同様に扱います。

第40条の3（ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払い義務）
J:COM MOBILE契約者は、料金表第1表第7（ブロードバンドユニバーサルサービス料）に規定する料金（ブロードバンドの基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、電気通信事業法に基づくブロードバンド基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。）の支払いを要します。
2　当社は、ブロードバンドユニバーサルサービス料の日割りを行います。その方法は、料金表通則に規定する（基本使用料の日割り）と同様に扱います。

第3節　料金の計算及び支払い
第41条（料金の計算および支払い）
料金の計算方法ならびに料金手続き費の支払い方法は、料金表通則に規定するところによります。

第4節　割増金及び延滞利息
第42条（割増金）
J:COM MOBILE契約者は、料金または手続費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第43条（延滞処理）
J:COM MOBILE契約者の料金その他の債務（加入契約の終了後に確定したものを含みます）について、本約款その他当社の別途定める支払期日を経過しても支払いがない場合、または当社が支払いを確認できない場合、当社は、契約者に対して督促または通知を行うことがあり、当該督促または通知を行うたびに、別に定める延滞手数料を請求額に加算できるものとします。
2　J:COM MOBILE契約者は、料金その他の債務について、 支払期日を経過してもなお支払いがない場合、または当社が支払いを確認できない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、法定利率に準拠し算定して得た額を遅延損害金として、当社にお支払いいただきます。なお、法定利率に基づく日数の計算については、閏年の日を含む期間も365日当たりの割合として算定します。

第5節　（その他）料金の取扱い

第44条（相互接続通信の料金の取り扱い）

J:COM MOBILE契約者または相互接続通信の利用者は、当社、特定携帯電話事業者または協定事業者の契約約款等に定めるところにより相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

2　前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定またはその請求については、当社、特定携帯電話事業者または協定事業者が行うものとし、別記22に定めるところによります。

第5章　施設

第1節　保安・保守

第45条（契約者の維持責任）

J:COM MOBILE契約者は、端末設備または自営電気通信設備を、技術基準および技術的条件（昭和60年郵政省令第31号）などに適合するよう維持していただきます。

2　前項の規定のほか、J:COM MOBILE契約者は、端末設備（移動無線装置に限ります。）または自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

第46条（契約者の切分責任）

J:COM MOBILE契約者は、端末設備または自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社または特定携帯電話事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2　前項の確認に際して、J:COM MOBILE契約者から要請があったときは、当社は、当社において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果をJ:COM MOBILE契約者に通知します。

3　当社は、前項の試験により当社または特定携帯電話事業者が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備または自営電気通信設備にあったときは、J:COM MOBILE契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第47条（修理または復旧）

当社は、当社の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理または復旧を保証するものではありません。

2　前項の場合において、当社は、当社の提供した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第24条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第1順位および第2順位の電気通信設備は、同条第1号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に提供されるもの 水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に提供されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの

	防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの
2	水道の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの ガスの供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの 新聞社などの機関に提供されるもの 預貯金業務を行う金融機関に提供されるもの その他重要通信を取り扱う国または地方公共団体の機関に提供されるもの （第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位および第2順位に該当しないもの

2　特定携帯電話事業者の電気通信設備が故障し、または滅失した場合の修理または復旧の取り扱いについては、特定携帯電話事業者のXiサービス契約約款に準ずるものとします。

第48条（修理または復旧の場合の暫定措置）

当社は、当社または特定携帯電話事業者の電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的にその電話番号を変更することがあります。

第2節　SIMカード

第49条（SIMカードの貸与）

当社は、J:COM MOBILE契約者に対し、SIMカードを貸与します。

2　当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するSIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことをJ:COM MOBILE契約者に通知します。

第50条（電話番号その他の情報の登録など）

当社は、次の場合に、当社の貸与するSIMカードに電話番号その他の情報の登録等を行います。

(1)　SIMカードを貸与するとき。

(2)　その他、当社のSIMカードの貸与を受けている契約者から、そのSIMカードへの電話番号その他の情報の登録などを要する請求があったとき。

2　当社は、前項の規定によるほか、第12条（電話番号）第2項または第48条（修理または復旧の場合の暫定措置）の規定により電話番号を変更する場合は、電話番号その他の情報の登録などを行います。

第51条（SIMカードの情報消去および返却）

当社は、次の場合には、当社のJ:COM MOBILE契約者に貸与するSIMカードに登録された電話番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。

(1)　そのSIMカードの貸与に係るJ:COM MOBILE契約の解約または解除があったとき。

(2)　その他、SIMカードを利用しなくなったとき。

2　当社のSIMカードの貸与を受けているJ:COM MOBILE契約者は、前項の各号に該当する場合、そのSIMカードを当社の当社まで原則として返却していただきます。

第52条（SIMカードの管理責任）

当社のSIMカードの貸与を受けているJ:COM MOBILE契約者は、そのSIMカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2　当社のSIMカードの貸与を受けているJ:COM MOBILE契約者は、SIMカードについて盗難に

あった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
3　当社は、第三者がSIMカードを利用した場合であっても、そのSIMカードの貸与を受けているJ:COM MOBILE契約者が利用したものとみなして取り扱います。
4　当社は、SIMカードの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害などについて、責任を負わないものとします。

第53条（SIMカード暗証番号）
　J:COM MOBILE契約者は、当社が別に定める方法により、SIMカードに、SIMカード暗証番号（そのSIMカードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。）を登録することができます。この場合において、当社からそのSIMカードの貸与を受けているJ:COM MOBILE契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、そのJ:COM MOBILE契約者が登録を行ったものとみなします。
2　J:COM MOBILE契約者は、SIMカード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第6章　損害賠償

第54条（責任の制限）
　当社は、J:COM MOBILEを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのJ:COM MOBILEが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2　前項の場合において、当社は、J:COM MOBILEが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのJ:COM MOBILEに係る次の料金の基本使用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3　前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。
4　前3項の規定にかかわらず、当社は、J:COM MOBILEの提供をしなかったことの原因が本邦のケーブル陸揚局より外国側または固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備の障害であるときは、そのJ:COM MOBILEの提供をしなかったことにより生じた損害を賠償しません。
5　当社は、J:COM MOBILEを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりその提供をしなかったときは、前4項の規定は適用しません。

第55条（免責）
　当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧などに当たって、その電気通信設備に記憶されている内容などが変化または消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
2　当社は、この約款などの変更により端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造など」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造などに要する費用については負担しません。ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備または自営電気通信設備の改造などをしなければならなくなったときは、当社は、その改造などに要する費用に限り負担します。
3　J:COM MOBILE契約者が、J:COM MOBILEの利用に関連し、他の契約者はまたは第三者に対して損害を与えたものとして、当該他のJ:COM MOBILE契約者または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、当該J:COM MOBILE契約者は、自らの費用と責

任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。
4　当社は、J:COM MOBILE を利用してインターネット接続を行う場合、以下の各号に関して保証を行わず、これに起因する契約者の損害について一切の責任を負わないものとします。
(1)　その完全性若しくは確実性、または特定目的への有効性及び適合性
(2)　契約者が得る情報およびデータ等の完全性、正確性、確実性、有用性等
(3)　システムダウン等不具合が生じないこと
(4)　即時性をもって提供されること
(5)　当社の意図によらずに中断されないこと
(6)　当社が契約者に提供する、試験サービスまたはこれに類する名目のサービスにおいて、何等の欠陥または瑕疵も生じないこと
5　J:COM MOBILE を利用し、インターネットに接続し行う情報およびデータ等のやり取りは全て契約者の自己責任において行われ、その結果生じた契約者の端末機器の損害、データの消失等は契約者に責任があるものとし、当社は免責されるものとします。
6　J:COM MOBILE を利用し、インターネットに接続した事に関連して契約者に発生した損害については、結果的損害、付随的損害および逸失利益を含め、前条に定める場合を除き、一切の補償・賠償を行いません。

第 7 章　雑則

第 56 条（債権譲渡）

契約者は、当社が有する、契約者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

第 57 条（利用権の譲渡）

J:COM MOBILE サービス利用権（J:COM MOBILE 契約者が J:COM MOBILE 契約に基づいて J:COM MOBILE の提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承諾を受けなければ、その効力を生じません。
2　J:COM MOBILE サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面に、当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを添えて、当社に請求していただきます。
ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付を持って連署に代える事ができます。
3　当社は、前項の規定により J:COM MOBILE サービス利用権の譲渡の承認を求められた場合であって、次に該当するときは、これを承認しないことがあります。
(1)　J:COM MOBILE サービス利用権を譲り受けようとする者が当社の J:COM MOBILE サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠る恐れがあるとき。
(2)　前項に基づき提出された当社所定の書面またはその確認のための書類に不備がある時。
(3)　第 62 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反する恐れがあるとき。
(4)　J:COM MOBILE サービス利用権を譲り受けようとする者が当社と締結している J:COM MOBILE（プラン a およびプラン i）サービスの数が 5 以上であるとき。
(5)　J:COM MOBILE サービス利用権を譲り受けようとする者が、携帯電話不正利用防止法第 11 条（J:COM MOBILE 契約者の契約者確認の取り扱い）の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したものと当社が認めたとき。
(6)　その他当社の業務の遂行上支障がある時。
4　J:COM MOBILE サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、その J:COM MOBILE 契約者の有していた一切の権利および義務を承継します。

第 58 条（契約者の地位の承継）

相続により契約者の地位の承継があったときは、相続人は、これを証明する書類を添え

て、すみやかに当社に届け出ていただきます。
2　前項の場合に、相続人が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3　前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人のうちの 1 人を代表者として扱います。
4　第 1 項及び第 2 項の届け出をし契約者の地位の承継をした相続人は、当社が別に定める手続に関する料金を支払いいただきます。
5　地位の承継に関する手続き等について、前条の規定を準用します。

第 59 条（発信者番号通知）
　契約者回線からの通話（当社が別に定めるものに限ります。）または SMS（電話番号を用いて文字、数字および記号等からなるメッセージをいいます。以下同じとします。）送信については、発信者番号通知（発信者の電話番号を着信者の契約者回線などへ通知することをいいます。）を行います。ただし、通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話については、この限りでありません。

第 60 条（緊急通報に係る情報通知等）
　当社または特定携帯電話事業者は、契約者回線（シングルタイプは除きます）からの電気通信番号規則第 11 条に規定する電気通信番号を用いて行う通話（以下、この条において「緊急通報通話」といいます。）が行われる場合、その移動無線装置がその機能により GPS 衛星から受信した信号等の情報を取得します。
2　当社は、契約者回線からの緊急通報通話（その発信に先立ち、184 をダイヤルして行うものを除きます。）については、前条の規定によらず、下表の規定により、その契約者回線に係る情報を、下表に規定する相手先に通知します。
ただし、下表の 2 欄に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関または消防機関において、当社が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。

当社が通知する情報	通知する相手先
1　発信を行った契約者回線に係る電話番号等	その緊急通報通話の着信のあった契約者回線等
2　その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報（その移動無線装置が接続されている基地局設備に係る情報または前項により当社がその契約者回線から取得した情報に基づき、当社が計算した緯度および経度の情報をいいます。）およびその契約者回線に係る電話番号等	その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関または消防機関

3　前項の規定に関わらず、ＪＡＰＡＮローミング™機能を用いた緊急通報通話について、下表の規定により、その契約者回線に係る情報を、下表に規定する相手先に通知することがあります 。ただし、下表の２欄に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関又は消防機関において、当社が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。

当社が通知する情報	通知する相手先
1　発信を行った契約者回線に係る電話番号または端末設備から送出される　ＩＭＳＩ（国際移動電話加入者識別番号）	その緊急通報通話の着信のあった契約者回線等
2　その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報（その移動無線装置が接続されている基地局設備に係る情報又は前項により当社がその契約者回線から取得した情報に基づき、当社が計算した緯度及び経度の情報をいいます。)及びその契約者回線に係る電話番号または端末設備から送出される　ＩＭＳＩ（国際移動電話加入者識別番	その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関または消防機関

号)	

4　ＪＡＰＡＮローミング™機能を用いた緊急通報通話について、その発信に先立ち１８４又は１８６をダイヤルした場合、通話ができない場合があります。
5　ＪＡＰＡＮローミング™機能を用いた緊急通報通話について、その発信に先立ち１８４をダイヤルした通話その他契約者が電話番号をその通話の着信のあった契約者回線等へ通知しない取り扱いを求めた通話であっても、第３項に基づく通知を行うことがあります。
6　当社は、電話番号または移動無線装置の所在する位置に関する情報をその通話の相手先に通知し、または通知しないことに伴い発生する損害については、第 54 条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

第 61 条（承諾の限界）
　当社は、J:COM MOBILE 契約者から手続き費その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあるときまたはその請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。
2　前項の規定によるほか、当社は、J:COM MOBILE 契約者が、当社が別に定める回数を超え 1 の料金月内に同一の請求を繰り返す場合、その請求を承諾しないことがあります。

第 62 条（利用に係る契約者の義務）
　J:COM MOBILE 契約者は、次のことを守っていただきます。
(1)　移動無線装置を取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
(2)　故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
(3)　故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
(4)　端末設備もしくは自営電気通信設備または SIM カードに登録されている電話番号その他の情報を読み出しし、変更し、または消去しないこと。
(5)　他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様で J:COM MOBILE を利用しないこと。なお、別記 16 に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
(6)　位置情報（端末設備の所在に係る緯度および経度の情報（端末設備等規則に規定する位置登録制御に係るものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
(7)　次条に規定する利用者登録が行われているときは、その登録利用者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
2　前項第 5 号の規定は、J:COM MOBILE 契約者が SMS 送信を行う場合について準用します。
3　J:COM MOBILE 契約者は、第 1 項第 6 号または第 7 号の規定に違反して他人または登録利用者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

第 63 条（利用者登録）
　J:COM MOBILE 契約者は、J:COM MOBILE 契約者以外の者（契約者本人の親族であって契約申し込み時点で満 18 歳以上の者であり、当社が別に定める範囲のものに限ります。）を、当社

所定の書面により登録することができます。
2　前項の規定により、当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、その氏名および生年月日などとします。
3　J:COM MOBILE 契約者は、次の事項について、登録利用者となる者の承諾を得た上で登録していただきます。
(1)　その契約者回線に係る J:COM MOBILE サービスの利用の一時中断、J:COM MOBILE 契約の解約または解除、J:COM MOBILE サービスの利用権の譲渡、基本使用料の料金種別の選択またはオプション機能の利用の請求もしくは廃止その他の J:COM MOBILE 契約に関する請求は、この約款または料金表に特段の定めのあるときを除き、J:COM MOBILE 契約者の意思表示に基づき行う事。
(2)　J:COM MOBILE 契約者が J:COM MOBILE サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠る恐れがある場合は、第 30 条（利用停止）もしくは第 17 条（当社が行う契約の解除）の規定に基づき、J:COM MOBILE 契約の解除を受けることがあること。
(3)　登録利用者が行う通信についても、当社が第 60 条（緊急通報に係る情報通知等）の規定に基づく取扱いを行うこと。
(4)　J:COM MOBILE 契約者からの申出により登録利用者の変更が行われることおよび変更前の登録利用者の利用に係る料金その他の債務の請求または通信料明細内訳書の発行について、変更後の登録利用者の利用に係る料金その他の債務の請求または通信料明細内訳書の発行と併せて行われることがあること。

第 64 条（契約者に係る情報の利用）
当社は、契約者に係る氏名、生年月日、電話番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報および当社のサービスの利用に当たって登録した電子メールアドレスは、当社および特定携帯電話事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、料金の適用、料金の請求および提供サービスの円滑な提供に関し業務の遂行上必要な範囲で利用します。業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者、及びサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合を含みます。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーとその関連事項に定めます。
2　当社は、本サービス提供にあたり、料金未納を防ぐ目的で携帯電話事業者（PHS 事業者を含みます。以下同じとします。）および BWA（広帯域移動無線アクセス）サービス事業者に対して、本契約終了後においても料金未払いのあるお客さまの個人情報（氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、支払状況）を暗号化し、情報交換対応者を限定したセキュアな交換方法を利用し、安全に配慮して提供いたします。なお個人情報の提供にあたっては、携帯電話事業者および BWA サービス事業者との間で、情報の取扱いに関する契約を締結しております。
3　当社が本サービスの提供にあたり業務を委託している特定携帯電話事業者は、危険 SMS 居設定機能により検知したフィッシング SMS に関する情報を特定携帯電話事業者が管理するサーバに蓄積し、匿名化および統計的なデータに加工したうえで、次に定める目的で利用することがあります。
(1) 本機能における判定精度向上のため
(2) フィッシング SMS 送信者および SMS 中継事業者へ是正を求めるため
(3) フィッシングサイトへお客さまがアクセスすることを防止するため
(4) 携帯電話事業者間でフィッシング SMS に関する対策を行うため
また、特定携帯電話事業者は前項に基づき、匿名化および統計的なデータに加工したフィッシング SMS に関する情報を第三者に開示することがあります。

第65条（電話番号案内）
　当社は、別に定める電話番号案内事業者が提供する電話番号案内への接続（以下「電話番号案内接続」といいます。）により電話番号を案内します。ただし、電話帳への掲載を省略されているものについては、この限りでありません。

第66条（電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等）
　電話番号案内接続に係る通話を行った契約者回線の契約者は、料金表第1表第3（通話料）に規定する電話番号案内料および電話番号案内接続に係る通話料の支払いを要します。
2　当社は、電話番号案内料を通話料とみなして取り扱います。

第67条（法令に規定する事項）
　J:COM MOBILEの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。
2　前項の規定によるほか、法令に定めがある事項または当該事項に関連する内容については、別記18から20に定めるところによります。

第68条（準拠法）
　この約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第69条（専属的合意管轄裁判所）
　J:COM MOBILE契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、当社のサービス区域を管轄する簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第70条（反社会的勢力の排除）
　契約者および当社は、現在または過去5年以内において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。違反した場合はJ:COM MOBILEを解約することがあります。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。
(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
(3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
(5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2 契約者および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
(1) 暴力的な要求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為

3 契約者または当社が、第1項の規定にもとづく確約に違反し、または前項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、相手方は即時にJ:COM MOBILEを解除することができるものとします。

料金表
通則

（料金の計算方法など）
1　料金表に定める料金または手続きに関する費用について支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める税込額とします。
(注)　この約款の規定により支払いを要することとなった料金または手続きに関する費用については、この料金表に規定する税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算した額と異なる場合があります。
ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りでありません。
(1)　海外ローミング機能に係る付加機能利用料
(2)　国際通話に関する料金
(3)　国際 SMS 送信に関する料金（通話料に限ります。）
2　当社は、J:COM MOBILE 契約者がその J:COM MOBILE 契約に基づいて支払う料金のうち、基本使用料、付加機能利用料、通話料、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料およびブロードバンドユニバーサルサービス料は料金月（その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料については、その通話を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
3　料金の起算日は、サービスの開始日の翌日となります。また、料金月における起算日とは、歴月の初日となります。当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、起算日を変更することがあります。

（基本使用料等の日割り）
4　当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料および付加機能利用料のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。
(1)　料金月の起算日以外の日に契約者回線または付加機能の提供の開始があったとき。
(2)　料金月の起算日以外の日に J:COM MOBILE 契約の解約または解除または付加機能の廃止があったとき。
(3)　料金月の起算日に契約者回線または付加機能の提供を開始し、その日にその J:COM MOBILE 契約の解約または解除または付加機能の廃止があったとき。
(4)　料金月の起算日以外の日に月額料金の額が増加または減少したとき。この場合増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。
(5)　料金月の起算日以外の日に J:COM MOBILE の基本データ容量などの変更により月額料金の額が増加または減少したとき。この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。
(6)　第 40 条（基本使用料および付加機能利用料の支払い義務）第 2 項第 3 号の表の規定に該当するとき。
(7)　第 3 項の規定に基づく起算日の変更があったとき。
5　前項第 1 号から第 6 号までの規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第 40 条（基本使用料および付加機能利用料の支払い義務）第 2 項第 3 号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。
6　第 4 項第 7 号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。
7　第 54 条（責任の制限）第 2 項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の算定にあたっては、第 4 項および第 5 項の規定に準じて取り扱います。

（端数処理）
8　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金などの支払い）
9　J:COM MOBILE 契約者は、料金および手続きに関する費用について、当社が定める期日までに、金融機関の契約者の口座からの自動振替または、クレジットカードによる決済手段を用いてお支払いただきます。なお、当社、特別事業者または特定事業者との間で現に契約を締結していない場合や、その他当社が特に認める場合には、当社は、契約者に対し、クレジットカードによる決済手段により、当社が定める期日までにお支払いいただくことがあります。
10　料金および手続きに関する費用は、支払い期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金の一括後払い）
11　当社は、第9項および第10項の規定にかかわらず、J:COM MOBILE 契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（料金などの臨時減免）
12　当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金および手続きに関する費用を減免することがあります。
13　当社は料金の減免を行ったときは、当社ホームページに掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表　料金
第1　基本使用料
1　適用

(1)J:COM MOBILE 通信サービスの種類

ア　J:COM MOBILE 通信サービスには、次の種類があります。

タイプ	内容
デュアルタイプ	通話およびデータ通信が利用可能なもの。
シングルタイプ	データ通信のみ利用可能なもの。

イ　デュアルタイプ、シングルタイプには、それぞれ次のコースが適用されます。

コース	内容
月間通信量制限コース	1の料金月において利用可能な通信量（以下「月間通信量」といいます。）が付与されたもの。

備考
1　月間通信量とは、当社が別に定める通信の帯域の制限を受けずに利用可能な通信量をいいます。ただし、その通信の帯域の制限が、第25条(通信の利用を制限する措置)第3項に規定する制限の場合は、この限りではありません。
2　料金月の起算日以外の日にJ:COM MOBILE 通信サービスの提供が開始された場合、その利用日数に応じて月間通信量を日割りします。
3　J:COM MOBILE 契約者が契約者回線を使用し、データ通信を行った場合、その通信量を月間通信量から減算します。
4　3の規定により月間通信量が枯渇した場合、以後の通信における通信の帯域は、当社が別に定める帯域となります。
5　月間通信量の利用期限は、その月間通信量が付与された料金月の翌料金月の末日までとします。
6　4の規定にかかわらず、別表1（付加機能）1（通信量追加機能）により、通信量を追加した場合、その規定が優先されるものとします。

ウ　月間通信量制限コースには、次の種類があります。

基本データ容量	内容
3GB	月間通信量が 3GB のもの。
5GB	月間通信量が 5GB のもの。
7GB	月間通信量が 7GB のもの。
10GB	月間通信量が 10GB のもの。

2　料金額

(1)　デュアルタイプに係るもの

1契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額
月間通信量制限コース	3GB	1,600円（税込1,760円）
	5GB	2,100 円（税込 2,310 円）
	7GB	2,600 円（税込 2,860 円）
	10GB	3,100 円（税込 3,410 円）

(2)　シングルタイプに係るもの

1契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額
月間通信量制限コース	3GB	900円（税込990円）
	5GB	1,400 円（税込 1,540 円）
	7GB	1,900 円（税込 2,090 円）
	10GB	2,400 円（税込 2,640 円）

第2　付加機能利用料

1　適用

別表1に定める付加機能のうち、利用に当たり費用の支払いが必要なもの

2　料金額

(1)　(2)から(3)以外のもの

区分	単位	料金額
通信量追加機能	100MBごとに	200円（税込220円）
留守番電話機能（留守番電話サービス）	1契約ごとに月額	300円（税込330円）
割込通話機能（割り込み電話着信サービス）	1契約ごとに月額	200円（税込220円）

(2)　海外ローミング機能

特定携帯電話事業者のXiサービス契約約款が定めるところによる

(3)　ＪＡＰＡＮローミング™機能

本機能の提供に係る月額利用料金はかかりません。

第3　通話料

1　適用

通話料の適用については、第41条（通話料の支払い義務）および第63条（電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等）によるほか、次のとおりとします。

(1)　国際通話に係る通信料の適用	国際通話に関する料金については、その通話の相手先に応じて、2－2に規定する料金額を適用します。
(2)　SMS機能を利用した通信に係る通話料の	SMS送信に関する料金については、SMS送信を通話とみなして2－1－3に規定する料金額を適用します。

適用	
(3)　通話料の減免	次の通話については、その料金の支払いを要しません。 ア　電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号を用いた通話 イ　当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話

2　料金額

2－1　国内通話に係るもの

2－1－1　2－1－2、2－1－3および2－1－4以外のもの
特定携帯電話事業者のXiサービス契約約款において、通話モードに係る料金及び64kb/sデジタル通信モードに係る料金として定められた額と同額

2－1－2　電話番号案内接続に係るもの
特定携帯電話事業者のXiサービス契約約款において、番号案内料等として定められた額と同額

2－1－3　SMS機能に係るもの
特定携帯電話事業者のXiサービス契約約款において、ショートメッセージ通信モードに係る料金として定められた額と同額（国外への送信においては、消費税は課税されません）

2－1－4　国内向けの一般通話に係るもの

対象となる電気通信番号	通話料
市外局番から始まる固定電話番号	10円/30秒
0A0から始まる特定IP電話番号	10円/30秒
0A0から始まる音声伝送携帯電話番号	10円/30秒

2－2　国際通話に係るもの
特定携帯電話事業者の国際電話サービス契約約款またはXiサービス契約約款において、それぞれ国際通話料または国際アウトローミング利用料として定められた額と同額(消費税は課税されません)

第4　手続きに関する料金

1　適用

(1)　手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	契約事務手数料	J:COM MOBILE 契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときは、2（料金額）に規定する契約事務手数料の支払いを要します。
	電話番号変更手数料	J:COM MOBILE 契約者が、契約中にその電話番号の変更を申し出た場合、2（料金額）に規定する電話番号変更手数料の支払いを要します。
	SIM カード再発行手数料	J:COM MOBILE 契約者からの請求により、SIM カードの再発行を行う場合、2（料金額）に規定する SIM カード再発行手数料の支払いを要します。
	SIM カードサイズ変更手数料	J:COM MOBILE 契約者からの請求により、契約中のサービスの変更や、電話番号の変更等を伴わない SIM カードのサイズ変更を行う場合、2（料金額）に規定する SIM カードサイズ変更手数料の支払いを要します。
	延滞手数料	第 43 条（延滞処理）で定める手数料

2　料金額

区分	単位	料金額
契約事務手数料	1 申込ごとに	3,000 円（税込 3,300 円）
電話番号変更手数料	1 請求ごとに	3,000 円（税込 3,300 円）/回線
SIM カード再発行手数料	1 請求ごとに	2,000 円（税込 2,200 円）/枚
SIM カードサイズ変更手数料	1 請求ごとに	2,000 円（税込 2,200 円）/枚
延滞手数料	1 請求ごとに	400 円（税込 440 円）

第5　電話ユニバーサルサービス料

1　適用

J:COM MOBILE サービスに関する電話ユニバーサルサービス料の適用	J:COM MOBILE 契約者は、その料金月の末日において、当社が契約者回線を提供している場合、2（料金額）に定める電話ユニバーサルサービス料の支払いを要します。

2　料金額

1契約者回線ごとに月額

区分	単位	料金額
電話ユニバーサルサービス料	1電話番号ごとに	電話のユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話ユニバーサルサービス料」の額

(注) 電話のユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

https://group-companies.jcom.co.jp/doc/common/universal_91462.pdf

第6　電話リレーサービス料

1　適用

J:COM MOBILEサービスに関する電話リレーサービス料の適用	J:COM MOBILE契約者は、その料金月の末日において、当社が契約者回線を提供している場合、2（料金額）に定める電話リレーサービス料の支払いを要します。

2　料金額

1契約者回線ごとに月額

区分	単位	料金額
電話リレーサービス料	1電話番号ごとに	電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額

(注) 電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

https://group-companies.jcom.co.jp/doc/common/91683.pdf

第7　ブロードバンドユニバーサルサービス料

1　適用

J:COM MOBILEサービスに関するブロードバンドユニバーサルサービス料の適用	J:COM MOBILE契約者は、その料金月の末日において、当社が契約者回線を提供している場合、2（料金額）に定めるブロードバンドユニバーサルサービス料の支払いを要します。

2　料金額

1契約者回線ごとに月額

区分	単位	料金額
ブロードバンドユニバーサルサービス料	1回線ごとに	ブロードバンドのユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ブロードバンドユニバーサルサービス料」の額

(注) ブロードバンドのユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

https://group-companies.jcom.co.jp/doc/common/broadband-universal_94033.pdf

別表１　付加機能

(1)

<table>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">提供条件</td></tr>
<tr><td>通信量追加機能</td><td colspan="2">J:COM MOBILE 契約者がその契約者回線を利用して、当社が別に定める通信の帯域の制限を受けずに利用可能な通信量を追加する機能をいいます。</td></tr>
<tr><td></td><td>備考</td><td>1　月間通信量制限コースの契約者回線に限り提供します。
2　当社が別に定める通信の帯域の制限が第 36 条(通信の利用を制限する措置)第 3 項に規定する制限の場合は、通信の帯域の制限を受けます。
3　2 の場合、通信量の残量は減算されます。
4　当社が別に定める通信の場合、通信量の残量は減算されません。
5　本機能の提供を開始した日の翌月を 1 と起算し 3 ヶ月後の末日を期限とします。なお、異なる日付で複数回機能の提供を受けた場合は、それぞれの追加通信量のうち、消費期限の短いものから優先して消費します。
6　本機能により追加した通信量について、月額通信量制限コースの通信量が残っている場合は、その消費期限の短いものを優先して消費します。
7　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>ＪＡＰＡＮローミング™機能</td><td colspan="2">災害や障害発生時において、KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社および楽天モバイル株式会社（以下、併せて「救済事業者」といいます。）の 4G LTE ネットワークを利用して音声通話等を提供する機能をいいます。</td></tr>
<tr><td></td><td>備考</td><td>1.　当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。
2.　本機能は、「フルローミング方式」「緊急通報のみ方式」の二つの方式で提供します。それぞれの方式における提供内容は下表のとおりです。
<table>
<tr><td>方式</td><td>フルローミング方式</td><td>緊急通報のみ方式</td></tr>
<tr><td>提供エリア</td><td colspan="2">救済事業者が指定する 4G LTE エリアでご利用いただけます。</td></tr>
<tr><td>通話</td><td>国内通話、国際通話が利用可能</td><td>110(警察)、119(消防/救急)、118(海上保安庁)への発信のみ利用可能
※緊急機関からの折り返しはご利用いただけません。</td></tr>
<tr><td>データ通信</td><td>ご利用いただけません</td><td>ご利用いただけません。</td></tr>
<tr><td>SMS</td><td>国内 SMS、国際 SMS が利用可能</td><td>ご利用いただけません。</td></tr>
</table>
3.　本機能の提供開始時期、終了時期、提供方式および提供エリアは、災害発生状況、障害発生状況、当社または救済事業者のネットワーク状況に応じて変動し、提供しない場合があります。
4.　提供エリア内であっても、救済事業者の設備状況により利用できない場合があります。
5.　フルローミング方式の提供時であっても、障害の状況や救済事</td></tr>
</table>

		業者により通話またはSMSの一部のみ提供される場合があります。 6. 利用可能な国内SMS・国際SMSは本約款に定める条件と同一とし、禁止行為および通数制限も同様とします。 7. 当社のホームページに定める一部の宛先番号への通話については利用できません。 8. 本機能を利用して行われる国内通話、国際通話、SMS送信その他の通信については、本約款の（料金表　第1表　料金　第3通話料）等の規定に従い、当該通信の種別に応じた通話料およびSMS送信料が発生します。 9. 前項に基づき発生する通話料およびSMS送信料の計算方法、課金単位、適用料金、割引等の取扱いについては、本約款の定めるところによります。 10. ご利用いただけるサービス・機能は、対応端末のOSアップデートその他の事情により随時変更される場合があります。 また、本機能に関する提供内容、利用可能なサービス・機能、注意事項その他の条件の最新の内容および詳細は、当社のホームページに掲載します。 11. 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。 （注）ＪＡＰＡＮローミング™機能について定めた当社のホームページは、次のとおりです。 https://r.jcom.jp/2GYxHS7

※ご使用される端末によっては、上記付加機能を利用できないことがございます。

(2)　(1)以外の付加機能

特定携帯電話事業者のXiサービス契約約款において、付加機能として定める以下の機能

（ア）　留守番電話機能（留守番電話サービス）
（イ）　割り込み通話機能（割り込み電話着信サービス）
（ウ）　転送電話機能（転送電話サービス）
（エ）　迷惑電話ストップ機能（迷惑電話ストップサービス）
（オ）　削除
（カ）　番号通知依頼機能（番号通知お願いサービス）
（キ）　発信者番号通知機能（発着者番号通知サービス）
（ク）　着信通知機能（着信通知サービス）
（ケ）　国際ローミング機能
（コ）　テザリング
（サ）　SMS
（シ）　危険SMS拒否設定機能

種類	提供機能	
危険SMS拒否設定	「拒否設定」とはフィッシング SMS であると特定携帯電話事業者によって判定されたSMSの受信を拒否する機能をいいます。	
	備考	お客さまに対しSMSが送信された場合、特定携帯電話事業者にて当該SMSが危険SMSに該当するかの判断をしたうえで、危険SMSと判断された場合、該当メールを削除します。この設定は、特定携帯電話事業者が別に定める方法で、随時変更できます。

当社は(ア)(イ)以外の付加機能を標準機能として無料で提供します。

別表2　海外ローミング機能の海外利用地域

特定携帯電話事業者のXiサービス契約約款が定めるところによる

別記

1　サービス区域

J:COM MOBILEの区域は、特定携帯電話事業者が定める区域において、行うことができるものとします。

2　付随サービスの提供

(1)　時報サービス

ア　当社は、次により時報サービスを提供します。

区別	内容	電話番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117

イ　時報サービスは、1の通話について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後12分までの間において、その通話を打ち切ります。

(2)　短縮ダイヤル接続

当社は、当社が別に定める契約者回線等へ着信する通話については、当社が別に定めるところにより、短縮ダイヤル番号（当社が付与した短桁の接続番号をいいます。）により接続します。

(3)　携帯電話番号ポータビリティ

ア　第11条（電話番号）第1項により当社が定める電話番号について、携帯電話番号ポータビリティ（電気通信番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）を希望する者は、J:COM MOBILE契約（デュアルタイプに限ります。以下この(3)において同じとします。）の申し込みをする際、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。この場合において、その申出を行うことができる者は、携帯電話事業者との間でその電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。

イ　当社は、第11条（電話番号）第2項に規定する場合のほか、アの規定に基づきJ:COM MOBILE契約者が申し出た内容について事実と異なるものであると判断した場合、その電話番号を変更することがあります。

ウ　J:COM MOBILE契約者がそのJ:COM MOBILE契約を解約または解除しようとする場合であって、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、J:COM MOBILE契約の解約または解除に先立って、当社が別に定める方法によりその旨を申し出ていただきます。ただし、J:COM MOBILE契約者がその契約に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合は、この申出を行うことはできません。

エ　当社は、ウの規定に基づきJ:COM MOBILE契約者から申出があったときは、携帯電話番号ポータビリティに係る手続きに必要となる番号を発行します。

オ　当社がエの規定により発行する番号については、当社がその番号を発行した日から起算して15日間が経過したときに無効となります。

カ　J:COM MOBILE契約者は、当社がエの規定により発行する番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

キ　削除

ク　携帯電話番号ポータビリティを希望する者は、当社が携帯電話番号ポータビリティに係る手続きを行うにあたり、その者からの申出の可否を判断するために、その携帯電話番号ポータビリティに関わる携帯電話事業者との間で、その電気通信番号に係る契約の契約者の氏名、住所、生年月日、当社がエの規定により発行する番号若しくは携帯電話事業者が発行する番号等その他のその手続きに必要な情報を相互に開示し、または照会することを承諾していただきます。

(5)　協定事業者が提供する電報サービスの利用等

ア　J:COM MOBILE 契約者は、J:COM MOBILE（デュアルタイプに限ります。）の契約者回線から、通常通話を行って、当社が別に定める協定事業者の契約約款の規定に基づく電報サービスを利用することができます。

イ　J:COM MOBILE 契約者は、当社が前項の規定により電報サービスを利用した場合（電報サービスの利用に係る料金等をクレジットカードにより支払うことを条件に利用した場合を除きます。）に生じた電報サービスに係る債権（電報サービスを利用するために行った相互接続通信の料金に係るものを含みます。）を、その協定事業者から譲り受け、その債権額を料金に合算して請求することを承認していただきます。

ウ　前項の場合において、当社及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

エ　イの規定により協定事業者から譲り受けた債権については、第 42 条（割増金）、第 43 条（延滞処理）及び料金表通則の規定に準じて取り扱います。

3　当社から J:COM MOBILE 契約者に行う通知等の方法および J:COM MOBILE 契約者の氏名等の変更に係る届出の義務

(1)　当社は、この約款に基づき、J:COM MOBILE 契約者に通知その他の連絡（以下この別記 3 において「通知等」といいます。）を行う必要がある場合であって、書面その他の当社が別に定める方法によりその通知等を行うときは、J:COM MOBILE 契約者から届出のあった氏名、名称、住所、メールアドレス（別表 1（付加機能）3 欄に規定する電子メール機能により割当てるメールアドレスを含みます。）に係る情報（以下「契約者連絡先」といいます。）に基づいて行います。

(2)　J:COM MOBILE 契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかに当社が別に定めるサービス取扱所に届け出ていただきます。

(3)　当社は、(2)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(4)　J:COM MOBILE 契約者は、J:COM MOBILE 契約者が(2)の届出を怠ったことにより、当社が従前の契約者連絡先に宛てて送付した書面については、その書面が不到達の場合においても、通常その到達すべき時にその J:COM MOBILE 契約者に到達したものとして取り扱うことに同意していただきます。

(5)　J:COM MOBILE 契約者が事実と異なる届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて送付した書面についても、(4)と同様とします。

(6)　当社は、契約者連絡先に宛てて送付した書面が当社に返戻されるその他の理由により、届出のあった契約者連絡先が事実と異なるものであると判断した場合、以後、書面による通知等は行わないこととします。

(7)　(6)に該当する場合であって、当社が書面による通知等を行わないこととしたときは、当社は、その契約者回線への架電その他の当社が別に定める方法により通知等を行います。この場合において、その契約者回線に提供する留守番伝言機能またはその契約者回線に接続された端末設備に内蔵された留守番電話機能等に通知等を録音するまたは電子メールその他の方法により、J:COM MOBILE 契約者がその通知等を受領しうる状態にしたときは、J:COM MOBILE 契約者がその通知等を実際に受領したか否かにかかわらず、その通知等

はJ:COM MOBILE契約者に到達したものとして取り扱うことに同意していただきます。
(8)　当社は、当社がその契約者回線について第29条（利用停止）に基づくJ:COM MOBILEの利用の停止又は第17条（当社が行う契約の解除）に基づく契約の解除を行う場合であって、書面及び(7)のいずれの方法によっても通知等を行うことができないときは、これらの規定にかかわらず、通知を省略します。
(9)　J:COM MOBILE契約者は、(2)の届出を怠った、又は当社に事実と異なる届出を行った場合、当社がその契約者連絡先に係る情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害について、当社が一切責任を負わないことに同意していただきます。

4　端末設備に異常がある場合などの検査
(1)　当社は、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円 滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、J:COM MOBILE契約者に、その端末設備の接続が技術基準などに適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、J:COM MOBILE契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
(2)　当社の係員は、(1)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
(3)　J:COM MOBILE契約者は、(1)の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

5　自営電気通信設備に異常がある場合などの検査
契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記4の規定に準じて取り扱います。

6　端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

技術基準等
端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）

7　端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い
(1)　J:COM MOBILE契約者は、契約者回線に接続されている端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記6において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理などを行っていただきます。
(2)　当社は、(1)の修理などが完了したときは、電波法の規定に基づく検査などを受けるものとし、J:COM MOBILE契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
(3)　J:COM MOBILE契約者は、(2)の検査などの結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

8　端末設備の電波法に基づく検査
別記7に規定する検査のほか、端末設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を 受ける場合の取り扱いについては、別記7の(2)および(3)の規定に準ずるものとします。

9　自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い
自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取り扱いについては、別記7の規定に準ずるものとします。

10　自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、別記8の規定に準ずるものとします。

11　新聞社などの基準

区分	基準
1　新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 1）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること 2）発行部数が1の題号について、8,000部以上であること
2　放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に規定する基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者および一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者は、ラジオ放送のみを行う者を除き、自主放送を行う者に限る。）
3　通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

12　通話時間等の測定

(1)　(2)以外の通話に係る通話時間は、以下のとおり測定します。

ア　通話時間は、双方の契約者回線等を接続して通話できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通話終了の信号を受けてその通話をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社（特定携帯電話事業者を含みます。）の機器により測定します。ただし、電話番号案内接続に係る通話に係る通話時間については、電話番号案内事業者の機器により測定します。

イ　次の時間は、アの通話時間には含みません。

（ア）　回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話の途中に一時通話ができなかった時間

（イ）　回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話を打ち切ったときは、その通話に適用される料金表第1表第3（通話料）に規定する秒数に満たない端数の通話時間

(2)　SMS機能を利用した文字メッセージの送信の回数は、当社（特定携帯電話事業者を含みます。）の電気通信設備において、当社が別に定めるところにより発信者の契約者回線からSMS機能を利用した文字メッセージの送信を示す情報を受信した回数とし、当社（特定携帯電話事業者を含みます。）の機器により測定します。

13　データ通信量の測定など

J:COM MOBILE契約者が使用したデータ通信量は、当社（特定携帯電話事業者を含みます。）の機器により測定します。

14　当社の機器の故障などにより通話料を正しく算定できなかった場合の取り扱い

(1)　当社の機器の故障などにより通話料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり取り扱います。

ア　イ以外の場合	把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

イ　過去1年間の実績を把握することができる場合	機器の故障などにより正しく通話料が算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日）を含む料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通話料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(2)　(1)の場合において特別の事情があるときは、J:COM MOBILE契約者と協議して、その事情を参酌するものとします。

15　契約解除料の支払い義務の免除

当社は、当社が別に定める態様によりJ:COM MOBILE契約を解除すると同時に新たに当社のJ:COM MOBILE契約を締結したときには、料金表第1表第1（基本使用料）に規定する料金の支払いを免除します。

16　J:COM MOBILEの利用における禁止行為

(1)　犯罪や違法行為、またはそれに結びつくおそれのある情報などを掲載し、または他者に掲載等をさせることを助長する行為

(2)　当社を含む他者の権利、知的財産権（特許権、実用新案、商標権、著作権等）その他の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為、または当該行為に該当すると当社が判断した行為

(3)　当社を含む他者を誹謗中傷する行為等、または当社を含む第三者に不利益を与える行為、他者への不当な差別し、もしくは差別を助長し、その名誉もしくは信用を毀損する行為

(4)　当社のインターネット接続サービスの信用を毀損する行為、または毀損する恐れのある行為

(5)　他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

(6)　詐欺、児童買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結び付く、または結び付くおそれの高い行為

(7)　猥褻、児童虐待もしくは児童ポルノ等、児童および青少年に悪影響を及ぼす画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示させる行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示もしくは文書を記載、掲載する行為

(8)　無限連鎖講（ネズミ講）もしくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、またはこれを勧誘する行為

(9)　当社を含む他者の設備（電気通信設備およびコンピューター等）に蓄積された情報（ソフトウェアを含む）を不正に書き換え、または消去、破壊、および不正にアクセスする行為、またはこれらを助長する行為

(10)　他者になりすまして本サービスを利用する行為

(11)　ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信または掲載する行為、およびコンピュータープログラムを不正に利用することで他のインターネット利用者のセキュリティを脅かす行為

(12)　当社を含む他者のデータ転送を第三者の許可無く覗き見るような行為およびそれを行うツールの使用や配布

(13)　ネットワーク調査ツールの使用や配布

(14)　当社および他サービスプロバイダーのサーバー運営の妨害に繋がる行為

(15)　無断で他者に広告、宣伝、もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為

(16)　人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社

会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
(17)　人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為
(18)　その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為もしくは助長する目的でリンクを張る行為
(19)　当社もしくは他者の電気通信設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為またはそのおそれのある行為
(20)　薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
(21)　違法行為（けん銃等の譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
(22)　違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
(23)　貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
(24)　前23号のいずれかに該当するコンテンツ等へのアクセスを助長する行為
(25)　本約款に違反する行為
(26)　音声通信の利用において、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせる行為またはそのおそれのある行為
(27)　その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

17　大量の電子メール送信が行われた場合の取扱い
当社は、電子メール機能を用いて、1の契約者回線から当社が別に定める量を超える電子メールの送信が行われたときは、別記16に該当する行為がなされたものとして場合と同様に取り扱います。ただし、そのJ:COM MOBILE契約者からその送信行為が当該条項に該当しない旨の申告があり、当社が当該条項には該当しないと認めた場合は、この限りでありません。

18　自営端末機器の接続
(1)　契約者は、その契約者回線に、またはその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末機器（J:COM MOBILEの契約者回線に接続することができるものに限ります。以下この別記21において同じとします。）を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
(2)　当社等は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
　ア　その接続が別記7の技術基準等に適合しないとき。
　イ　その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
(3)　当社等は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が(2)アの技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
　ア　事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
　イ　事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
(4)　当社等の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
(5)　契約者が、その端末設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
(6)　契約者は、その契約者回線への端末設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

19　自営電気通信設備の接続

(1)　J:COM MOBILE 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあっては、J:COM MOBILE の契約者回線に接続することができるものに限ります。以下この別記 20 において同じとします。）を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

(2)　当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア　その接続が別記 7 の技術基準等に適合しないとき。

イ　その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

(3)　当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4)　当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

(5)　契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。

(6)　契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

20　当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するように維持します。

21　検査などのための端末設備の持込み

J:COM MOBILE 契約者は、次の場合には、その端末設備（移動無線装置に限ります。）もしくは自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、当社が指定した期日に当社または当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

(1)　別記 4 または 18 の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。

(2)　電波法に基づく端末設備または自営電気通信設備の検査を受けるとき。

22　相互接続通信の料金の取扱い

相互接続事業者が設定する料金については、相互接続事業者が定める契約約款等に基づき、その料金を当社が代行して請求します。

23　電話番号案内事業者

電話番号案内事業者は、特定携帯電話事業者の Xi サービス契約約款に定める電話番号案内事業者と同じとします。

24　（料金表通則 第 12 条関連）自然災害の対象エリア

法令で定められた区域または、当社が自然災害にあたり、当社の減免対象とすべきと判断した区域

25　請求があったものとみなして取り扱うオプション機能

デュアルタイプに係るもの	転送電話機能、迷惑電話ストップ機能、番号通知依頼機能、発信者番号通知機能、着信通知機能、国際ローミング機能、テザリング、SMS、危険 SMS 拒否設定機能

26　危険 SMS 拒否設定について

本機能はすべての危険 SMS の受信拒否を保証するものではありません。また、本機能により受信を拒否された SMS の復旧を行うことはできません。

第 8 章　附則

（実施期日）
この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。
（約款の変更）
平成 31 年 3 月 31 日時点において株式会社ジェイコム大田、株式会社ジェイコム中野、株式会社ジェイコム日野、株式会社ジェイコム多摩、株式会社ジェイコム八王子、株式会社ジェイコム足立、株式会社ジェイコム武蔵野三鷹、株式会社ジェイコム川口戸田、株式会社ジェイコム北関東、株式会社ジェイコム南横浜、株式会社ジェイコム千葉セントラル、株式会社ジェイコム市川および株式会社ジェイコム東葛葛飾（以下「再編前ジェイコム各社」といいます）ならびに表題記載の各社の本名称の約款は、平成 31 年 4 月 1 日をもって本約款に変更するものとします。
（債権債務の承継）
平成 31 年 3 月 31 日時点において再編前ジェイコム各社が有する債権はこの改正規定実施の日において、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本または株式会社ジェイコム千葉が承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、本約款に基づくものとします。
（改正前の規定による手続き等の効力）
再編後ジェイコム各社は、契約者が再編前ジェイコム各社の規定に基づき行った行為を、本約款に基づきなされた行為とみなします。

（実施期日）
この改正規定は、2019 年 6 月 1 日から実施します。
（約款の変更）
2019 年 5 月 31 日時点において株式会社ジェイコムイーストならびに表題記載の各社の本名称の約款は、2019 年 6 月 1 日をもって本約款に変更するものとします。
（債権債務の承継）
2019 年 5 月 31 日時点において株式会社ジェイコムイーストが有する債権債務はこの改正規定実施の日において、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本または株式会社ジェイコム千葉が承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、本約款に基づくものとします。
（改正前の規定による手続き等の効力）
前項にて承継を行ったジェイコム各社は、契約者が株式会社ジェイコムイーストの規定に基づき行った行為を、本約款に基づきなされた行為とみなします。

（実施期日）
この改正規定は、2019 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、2019 年 10 月 1 日から実施します。
（経過措置）　この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

（実施期日）
この改正規定は、2020年1月1日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2020年4月1日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2021年1月1日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2021年2月1日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2021年4月1日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2021年7月1日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2021年9月11日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2022年3月24日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2023年10月1日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2024年1月1日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2024年7月1日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2026年2月4日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2026年3月1日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、2026年4月1日から実施します。
（ジェイコム各社の組織再編に伴う債権債務の承継について）
株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社の9社は、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を2026年4月1日付で実施します。（以下、「組織再編」といいます）
また、存続会社である株式会社ジェイコム東京は、2026年4月1日付でJCOMマーケティング株式会社に商号変更します。
この組織再編に伴い、消滅会社となるジェイコム各社が有する一切の債権および債務は、2026年4月1日をもってJCOMマーケティング株式会社が承継します。当該債権の請求その他の取扱いについては、本約款の定めに従うものとします。
（実施期日）
この改正規定は、2026年8月1日から実施します。